

令和4年小野町議会定例会9月会議

議事日程（第1号）

令和4年9月1日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議会運営委員長報告
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第35号 令和3年度小野町一般会計歳入歳出決算の認定について
〔上程、説明、質疑、以下日程第10まで同じ〕
- 日程第 5 議案第36号 令和3年度小野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第37号 令和3年度小野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第38号 令和3年度小野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第39号 令和3年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第40号 令和3年度小野町文化・体育振興基金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第41号 令和3年度小野町水道事業決算の認定について
- 日程第11 議案第42号 令和4年度小野町一般会計補正予算（第2号）
〔上程、説明、質疑、以下日程第16まで同じ〕
- 日程第12 議案第43号 令和4年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第44号 令和4年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第45号 令和4年度小野町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第46号 令和4年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第47号 令和4年度小野町文化・体育振興基金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第48号 小野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
〔上程、説明、質疑〕
- 日程第18 議案第49号 田村広域行政組合の解散に伴う田村広域行政組合会館、田村地方衛生処理センター、
田村広域行政組合地域イントラネット及び車両の財産処分について
〔上程、説明、質疑〕
- 日程第19 議案第50号 田村広域行政組合規約の変更について
〔上程、説明、質疑〕
- 日程第20 議案第51号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
〔上程、説明、質疑、採決〕
- 日程第21 議案第52号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
〔上程、説明、質疑、採決〕
- 日程第22 議案第53号 小野町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
〔上程、説明、質疑、採決〕

日程第23 議案の委員会付託

日程第24 報告第4号 令和3年度地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	會田百合子君	2番	中野孝一君
3番	緑川久子君	4番	先崎勝馬君
6番	会田明生君	7番	吉田康市君
8番	宗像芳男君	9番	水野正廣君
10番	久野峻君	11番	竹川里志君
12番	田村弘文君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	村上昭正君	副町長	菅野望君
教育長	有賀仁一君	総務課長	吉田吉広君
企画政策課長	西牧英一君	税務課長	吉田徳一君
町民生活課長	矢吹昌之君	健康福祉課長	先崎秀一君
子育て支援課長	村上昭一君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	鈴木稔君
地域整備課長	矢吹浩司君	教育課長	佐藤浩君
会計管理者 兼出納室長	吉田ひろ子君	代表監査委員	佐久間金治君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	郡司功次	長	郡司治子
書記	渡邊裕之	書記	吉田靖章

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（田村弘文君） ただいまから令和4年小野町議会定例会9月会議を開きます。
ただいま出席している議員は11名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。

◎議事日程の報告

○議長（田村弘文君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（田村弘文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員に、会議規則第125条の規定により、議長において、
1番 會 田 百合子 議員
2番 中 野 孝 一 議員
を指名します。

◎議会運営委員長報告

○議長（田村弘文君） 日程第2、定例会9月会議の日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長。
8番、宗像芳男議会運営委員長。

[議会運営委員会委員長 宗像芳男君登壇]

○議会運営委員会委員長（宗像芳男君） 去る8月29日に開催した議会運営委員会の結果について報告いたします。

令和4年小野町議会定例会9月会議の会議日程については、9月1日から9月9日までの9日間を目途に進めることといたしました。

次に、議案の採決方法について、議案第35号、議案第42号及び議案第51号から議案第53号までについては起立採決とし、議案第36号から議案第41号まで及び議案第43号から議案第50号までについては簡易採決により行うことといたしました。

なお、議案第51号から議案第53号までの3議案については、委員会付託を行わず、議案が上程された日に採

決を行うことといたします。

以上をもって報告といたします。

○議長（田村弘文君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議会運営委員長報告のとおり、定例会9月会議の日程は、本日から9月9日までの9日間を目的に進めることといたします。

次に、議案の採決方法について、議案第35号、議案第42号及び議案第51号から議案第53号までについては起立採決とし、議案第36号から議案第41号まで及び議案第43号から議案第50号までについては簡易採決により行うことといたします。

また、議案に対する討論がある場合には、最終日前日までに議長へ通告をお願いいたします。

定例会9月会議の日程については、お手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（田村弘文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき出席を求めましたのは、町長、教育委員会教育長、農業委員会会長及び代表監査委員であり、その委任を受けました者の名簿はお手元に配付のとおりであります。

次に、監査委員から報告書が提出されております。

また、教育委員会から、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第35号～議案第41号の上程

○議長（田村弘文君） 議案の上程を行います。

日程第4、議案第35号 令和3年度小野町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第10、議案第41号 令和3年度小野町水道事業決算の認定についてまで7議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

◎議案第35号～議案第41号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 令和4年小野町議会定例会9月会議が開催されるに当たり、議員の皆様には、時節柄何かとご多用の中、ご参集をいただきご審議賜りますことに、厚く御礼を申し上げます。

今定例会にご提案申し上げます案件は、令和3年度各会計決算認定案件7件、令和4年度各会計補正予算案件6件、条例改正案件1件、田村広域行政組合財産処分案件1件、田村広域行政組合同規約変更案件1件、人事案件3件の議案19件のほか、報告1件となっております。

以下、その概要につきましてご説明を申し上げますが、まず、直近の主な行政諸般の動向につきまして、その状況を申し上げまして、議員各位のご理解とご協力、ご支援を賜りたいと存じます。

初めに、喫緊の課題であります新型コロナウイルス感染症についてであります。感染の状況につきましては、8月以降、町内において427人の陽性が確認され、現在においても、日々陽性者が確認されております。

去る8月12日には、福島県感染拡大警報や福島県医療非常事態宣言、更には、オミクロン株B.A.5に特化した福島県感染拡大警報強化版B.A.5対策強化宣言が県から発出され、町ではこのことを受け、改めて住民に対し、防災無線や新聞折り込みなどで注意喚起を行ってきたところであります。

また、7月から8月にかけて、一部の高齢者福祉施設においてクラスターが発生し、先月の公立小野町地方総合病院におけるクラスター発生時には、半月ほど外来診療が休止するなど、感染拡大によって町民生活にも影響が出ているところであります。

5回目となるワクチン接種につきましては、オミクロン株に特化したものであり、本議会補正予算に接種に係る費用をご提案しているところでありますが、これまでに2回の接種を完了した全ての町民を対象に、おおむね11月頃より接種が開始できるよう準備を進めているところであります。

次に、感染症の影響を受けている社会経済活動の支援といたしましては、7月の小桜ちゃんプレミアム商品券の販売に当たり、プレミア率を30%から40%にアップし、また、多くの方に購入いただけるよう販売冊数を増刷し、対応したところであります。

更に、原油価格・物価高騰などに対する消費者の生活応援と事業所支援のため、8月には町民1人につき3,000円の応援商品券を配布したところでありますが、更に本議会補正予算において、事業の維持・継続と支援を目的とした給付金事業をご提案しているところであります。

今後も、国・県の動向や他自治体の例などの情報収集に努め、感染抑制と社会経済活動の両立に向け、各種施策を行ってまいります。

次に、町の総合計画に関しましては、令和5年度を始期とする次期総合計画の策定に取り組んでおりますが、現在までに中学生から一般の町民を対象としたアンケートを実施し、様々なご意見をいただいております。

今後は、アンケート結果や現行計画の評価・検証から課題を整理し、進行する人口減少やデジタル変革といった社会変革への対応など今後の町が目指す姿について、振興計画審議会でご意見をいただきながら、ワークショップなどの開催により、町民と協働で定例会12月会議に基本構想の案をご提案できるよう作業を進めているところであります。

次に、人口減少対策につきましては、小野町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げておりました令和3年度事業について、地域創生総合戦略推進会議において評価・検証を行い、総合戦略に掲げる62の事業のうち21事業がK P I（重要業績評価指標）を達成し、達成率は33.9%となったところであります。次年度においても、推進会議でいただいたご意見を生かしながら、K P I未達成事業については、事業の見直しなどを行うことで達成率の向上を図ってまいります。

次に、ふるさと納税につきましては、より多くの方々にご賛同いただけるよう、今年度で6回目となるリカちゃんを中心とした返礼品に、随時新たな返礼品を加えるとともに、ウェブサイトやSNSなどを活用しながら、町の魅力発信に取り組んでまいります。

次に、企業版ふるさと納税につきましては、企業からの支援を受け、地方創生プロジェクトを推進するため、11月の認定に向け、地域再生計画の策定作業を進めているところであります。認定となり次第、企業版ふるさと納税の受付を開始し、効果的なPRを行い、企業の皆様から多くの支援をいただけるよう取り組んでまいります。

次に、幼児教育に関しましては、9月1日現在、おのまち認定こども園において171名のお子様をお預かりしているところであり、昨年度まで町の幼児教育・保育施設で実施してきた事業を継承するため、認定こども園と連携しながら、自然遊びなどの野外活動を実施しているほか、新たに英語教室を開催したく、事業費を本議会補正予算にご提案しているところであります。

次に、放課後児童クラブにつきましては、現在のところ、勤労青少年ホームの2階において運営しているところでありますが、狭隘な施設に多くの児童を預かることから、早急な施設の整備が必要となっているところであります。

新たな施設は、放課後児童クラブ機能に加え、効率的かつ切れ目のない子育て支援の体制を整えるため、子供の貧困対策や児童虐待防止対策の拠点、子育て世代包括支援センターの機能を併せ持つ、こども家庭センターの設置を視野に入れた施設整備を検討していく考えであります。整備場所については、小野小学校とのつながりから、隣接する旧小野わかば幼稚園、旧中央さくら保育園跡地を想定し、具体的な検討作業を進めたく、本議会補正予算において、測量調査及び新たな施設整備に向けた基本構想・計画策定業務委託に係る事業費をご提案しているところであります。

次に、主な農作物の作柄状況であります。水稲につきましては、斑点米カメムシ類による被害は少し見受けられますが、ほぼ平年並みとなる見込みであります。米価の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、現時点で価格は見通せない状況であります。昨年度米価からの持ち直しに期待しているところであります。

葉タバコにつきましては、本年6月の降ひょう、また猛暑などによる病気の発生が一部で見られ、心配されましたが、最終的には、ほぼ平年並みの収量になる見通しであります。

インゲン、ピーマンなどの野菜につきましては、8月の猛暑の影響もあり、収量は若干劣る見込みですが、収量の減少分が価格に反映され、値上がりしている状況であることから、収入面は若干増加する見通しであります。

次に、農家支援肥料高騰緊急対策につきましては、高騰した肥料費の一部について助成を行い、水稻及び水稻から転換した作物の生産を支援する必要があることから、本議会補正予算において、支援に係る助成金などをご提案しているところであります。

また、園芸や酪農などを営んでいる農家の皆様についても、肥料高騰により経営に影響を及ぼしていることから、現在支援に向け、事業の制度設計に取り組んでいるところであり、まとめ次第、議会にご提案させていただきたいと存じます。

次に、6次産業化と発酵のまちづくりにつきましては、持続可能な組織体制の構築を図るため、発酵食品による健康づくりに興味のある方々を対象に、味噌部会、日本酒部会、乳製品部会の作業部会を昨年度立ち上げたところでありましたが、コロナ禍の影響により、本格的な活動にはいまだ至っていない状況であります。

そのような中、去る8月4日に、日本酒部会の活動であります町内で栽培した酒米を使用した町オリジナル日本酒、商品名「東堂山勝馬」の販売を開始したところであり、香り豊かで爽やかな飲み口が特徴となっております。商品名の一部として使っております「勝馬」は、名誉町民であります小泉武夫先生にご考案いただいたものであり、名前の由来としては、勝負事に勝つこと以外に、新型コロナウイルス感染症に打ち勝つという祈りも込められているとのことであります。

次に、観光事業、イベントなどの開催につきましては、コロナ禍により中止していましたが、おのまちサマーイルミネーションを3年ぶりに実施することができ、去る7月21日の点灯式には、多くの町民の皆様のご来場を得、イベントに加わっていただきましたこと、町長として感謝申し上げますところであります。

また、小町ふれあいフェスタであります。イベントを工夫し、感染予防対策を徹底した上で、10月29日と30日の2日間で開催する方向で、現在準備を進めているところであります。

次に、右支夏井川河川改修事業につきましては、現在、小野橋前後の主要地方道船引大越小野線の道路工事が行われているところであり、来年2月中旬に工事が完了し、開通できる予定であります。

次に、小野運動公園につきましては、本年3月16日に発生いたしました福島県沖地震によりスマイル公園脇トイレの浄化槽が破損し、現在使用できない状況であることから、本議会補正予算において、改修工事及び多目的トイレ建設に係る事業費をご提案しているところであります。

次に、去る7月30日に各自主防災会長を対象として、避難所設営訓練を多目的研修集会施設で実施したところであります。訓練では、IP無線機を利用した通信訓練のほか、新型コロナウイルス感染症対策を想定した避難者受入れ訓練や段ボールパーティション、段ボールベッドの組立てなど、実践的な訓練を行ったところであります。これからの台風シーズンにおける大雨などの災害を未然に防ぐため、引き続き各自主防災会など関係機関と連携を図りながら、対策に万全を期してまいります。

また、自主防災力向上支援につきましては、地域における防災力の向上を図るため、各自主防災組織が行う防災知識の普及、防災訓練、火気使用設備器具等の点検、防災資機材の備蓄と整理点検など、地域の実情に応じた様々な活動に対して補助金を交付しているところであります。

次に、消防団技術向上支援につきましては、当町消防団が先月28日に開催された第44回福島県消防操法大会に田村支部の代表としてポンプ車操法の部に出場し、積み重ねた訓練の成果を発揮され、第3位の成績を収められました。選手の皆さんは、新型コロナウイルス感染症の影響により、コロナ禍以前の訓練環境とは大きく異なり、不自由さを感じる中、様々な工夫を凝らしながら訓練を重ね、大会に臨まれており、その姿は大変すばらしく、当町消防団として、更なる消火技術の向上に結びつけたいものと思います。

次に、小・中学校の教育活動に関しましては、8月25日から2学期がスタートいたしました。夏休み期間に、各教室や職員室などに抗菌カーテンを設置したところであります。新型コロナウイルス感染症の感染予防対策につきましては、学習活動や給食時間、部活動などを行う際には、マスクの正しい着用や人と人との距離の確保、十分な換気などを指導しながら、児童・生徒の安全確保に力を注いでまいります。

次に、中学生の広島平和記念式典派遣事業につきましては、今年度から新たに小野中学校の代表生徒3名を、去る8月6日、広島市で行われた平和式典に派遣したところであります。参加した生徒の皆さんは、平和式典に参加したほか、広島平和記念資料館の見学などを通して、核兵器がもたらした悲惨な歴史や平和の尊さについて認識を深めたところであります。早速学校において、式典の様子や原子爆弾、戦争の怖さ・悲惨さなど、参加して感じ取った思いをほかの生徒に伝えていただいたところであります。

次に、県立小野高等学校に関しましては、去る7月15日に町民説明会が開催され、多くの町民から小野高等学校存続を望む声が寄せられたところであります。町では、地方創生の推進と過疎中山間地域の活力を向上させるため、小野高等学校の存続に向けた活動を続けてまいりましたが、去る8月19日、県教育長が当町に来訪され、地域全体を考え、子供たちにとってよりよい教育環境をつくるため、後期実施計画は計画どおり進めていくとの説明を受けたところであります。

以上、令和4年度に実施しております主要事業の一端を述べさせていただきました。

それでは、本定例会9月会議に提出いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。

議案第35号 令和3年度小野町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第41号 令和3年度小野町水道事業決算の認定についてまでであります。初めに、議案第35号 令和3年度小野町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

令和3年度の一般会計の決算総額は、歳入総額68億1,625万270円、歳出総額65億7,767万6,445円、歳入歳出差引額は2億3,857万3,825円となり、翌年度への繰越額の財源として1,740万2,000円を差し引いた実質収支額は2億2,117万1,825円となりました。

次に、議案第36号 令和3年度小野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。令和3年度決算額は、歳入総額12億6,223万9,906円、歳出総額11億7,579万1,634円となり、実質収支である歳入歳出差引額は8,644万8,272円となりました。

次に、議案第37号 令和3年度小野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。令和3年度決算額は、歳入総額1億1,719万1,414円、歳出総額1億1,644万5,147円となり、実質収支である歳入歳出差引額は74万6,267円となりました。

次に、議案第38号 令和3年度小野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。令和3年度決算額は、歳入総額14億7,355万1,970円、歳出総額13億2,624万8,422円となり、実質収支である歳入歳出

差引額は1億4,730万3,548円となりました。

次に、議案第39号 令和3年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります
が、令和3年度決算額は、歳入総額6,955万7,161円、歳出総額6,604万507円で、実質収支である歳入歳出差引
額は351万6,654円となりました。

次に、議案第40号 令和3年度小野町文化・体育振興基金特別会計歳入歳出決算の認定についてであります
が、令和3年度決算額は、歳入総額286万6,398円、歳出総額244万8,000円で、実質収支である歳入歳出差引額
は41万8,398円となりました。

次に、議案第41号 令和3年度小野町水道事業決算の認定についてであります。令和3年度の収益的収支
決算額は、収入総額1億6,526万3,515円に対し、支出総額は1億5,541万2,933円となりました。資本的収支決
算額につきましては、収入総額5,571万1,465円に対し、支出総額が9,838万7,448円となりました。資本的収入
が資本的支出に不足する額4,267万5,983円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額
220万7,333円、過年度分損益勘定留保資金2,934万6,718円及び当年度分損益勘定留保資金1,112万1,932円で補
填しました。

以上、議案第35号から議案第41号までの令和3年度各会計決算認定7案件につきましてご説明申し上げまし
た。

なお、細部につきましては、副町長以下、担当課長より説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご承認
を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。よろしくお願いたします。

◎決算の審査結果の報告

○議長（田村弘文君） 次に、決算審査結果の報告を代表監査委員に求めます。

代表監査委員。

佐久間金治代表監査委員。

〔代表監査委員 佐久間金治君登壇〕

○代表監査委員（佐久間金治君） 令和3年度決算に関する審査結果を報告いたします。

まず、令和3年度におきましては、依然として新型コロナウイルス感染症の拡大が収まらず、予定していた
事業の中止や延期、変更に加え、対応のための新たな事業の実施により業務量は増大する中、限られた人員で
遺漏なく事務事業の執行に当たられた職員の皆様に深く感謝します。

令和3年度一般会計・特別会計の歳入歳出決算及び水道事業決算につきましては、各決算書・報告書の審査
に併せ、関係帳簿、証書などの関係書類と照合し、細部にわたる審査及び各課等の事情聴取を行いました
が、会計処理、計数等は正確であり、適正な決算と認めます。

また、投資的な事業等の施行状況については、30件を抽出し、現地において審査をいたしましたが、いず
れも良好な完成と成果を認めます。

なお、細部にわたる意見につきましては、令和3年度各会計決算審査意見書のとおりです。

以上、決算審査の報告といたします。

◎議案第35号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第35号 令和3年度小野町一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第35号について質疑を終わります。

◎議案第36号～議案第41号の質疑

○議長（田村弘文君） 次に、議案第36号 令和3年度小野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから議案第41号 令和3年度小野町水道事業決算の認定についてまでの6議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第36号から議案第41号までの6議案について質疑を終わります。

◎議案第42号～議案第47号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第11、議案第42号 令和4年度小野町一般会計補正予算（第2号）から日程第16、議案第47号 令和4年度小野町文化・体育振興基金特別会計補正予算（第1号）まで、6議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第42号～議案第47号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

[町長 村上昭正君登壇]

○町長（村上昭正君） 次に、議案第42号から議案第47号までの令和4年度各会計補正予算6案件についてご説明申し上げます。

初めに、議案第42号 令和4年度小野町一般会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に1億7,674万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を59億666万5,000円とする補正予算であります。

補正の主な内容についてであります。歳入につきまして増額となる主なものは、町税において個人町民税、地方交付税において交付額確定による普通交付税、国庫支出金において新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金、県支出金において地域創生総合支援事業県補助金、物価高騰対応生活困窮世帯緊急補助事業県補助金、市町村先駆的健康づくり実施支援事業費県補助金、肥料高騰緊急対策事業県補助金、繰越金において令和3年度決算に伴う前年度繰越金、諸収入において子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金、B&G海洋センタープール・天井修繕助成金、町債において緊急防災・減災事業債であります。

減額となる主なものは、町税において軽自動車税種別割、地方特例交付金において個人住民税減収補填に係る地方特例交付金、繰入金において財政調整基金繰入金、町債において過疎対策事業債、臨時財政対策債であります。

歳出につきましては、増額となる主なものは、総務費において旧小戸神小学校校長住宅解体工事費、補助金等過年度還付金、民生費において物価高騰対応給付金、旧幼児教育施設跡地活用測量調査業務委託料、基本構想・計画策定業務委託料、衛生費において新型コロナウイルスワクチン接種委託料、先駆的健康づくり実施支援事業委託料、衛生管理システム導入設定委託料、農林水産業費において水稻農家支援肥料高騰緊急対策事業給付金、林業専用道路整備事業工事請負費、商工費においてコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策事業所支援給付金、土木費においてスマイル公園脇トイレ浄化槽設備改修、多目的トイレ設置工事費、教育費において小野小学校体育館トイレ改修、旧浮金小学校グラウンド支障木撤去工事費、B&G海洋センタープール照明改修工事費であります。

減額となる主なものは、農林水産業費において圃場整備換地業務用消耗品費、教育費においてB&G海洋センター・インストラクター養成研修旅費及び研修参加負担金であります。

次に、議案第43号 令和4年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に1,155万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億5,753万8,000円とする補正予算であります。

補正予算の内容であります。歳入につきましては、増額となる主なものは前年度繰越金、減額となる主な

ものは、国民健康保険税において一般被保険者国民健康保険税であります。

続きまして、歳出につきましては、増額となる主なものは、国民健康保険事業費納付金において介護納付金分、諸支出金において過年度分国庫補助金等返還金、減額となる主なものは、国民健康保険事業納付金において医療給付費分、後期高齢者支援金等分、予備費におきまして歳入歳出の収支調整を行うものであります。

次に、議案第44号 令和4年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に74万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億1,784万9,000円とする補正予算であります。

補正予算の内容であります。歳入につきましては、繰越金において前年度繰越金を増額し、歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金を増額、諸支出金において過年度保険料還付金を増額するものであります。

次に、議案第45号 令和4年度小野町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に7,445万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億529万4,000円とする補正予算であります。

補正予算の内容であります。歳入につきましては、国庫支出金において介護保険事業費補助金を増額、繰越金において前年度繰越金を増額し、歳出につきましては、総務費において介護予防・日常生活圏域ニーズ調査用郵便料、介護事業所台帳管理システム業務委託料を増額し、予備費で歳入歳出の収支調整を行うものであります。

次に、議案第46号 令和4年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に31万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,650万8,000円とする補正予算であります。

補正予算の内容であります。歳入につきましては、繰越金において前年度繰越金を増額し、歳出につきましては、諸支出金において消費税を増額し、予備費で歳入歳出の収支調整を行うものであります。

次に、議案第47号 令和4年度小野町文化・体育振興基金特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に41万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を255万1,000円とする補正予算であります。

補正予算の内容であります。歳入につきましては、繰越金において前年度繰越金を増額し、歳出につきましては、基金造成費において文化・体育振興基金積立金を増額するものであります。

以上、議案第42号から議案第47号までの令和4年度各会計補正予算6案件につきましてご説明を申し上げますが、いずれも真に必要な補正予算であります。

なお、細部につきましては、それぞれ副町長以下、担当課長等に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

◎議案第42号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

初めに、議案第42号 令和4年度小野町一般会計補正予算（第2号）について質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第42号について質疑を終わります。

◎議案第43号～議案第47号の質疑

○議長（田村弘文君） 次に、議案第43号 令和4年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から議案第47号 令和4年度小野町文化・体育振興基金特別会計補正予算（第1号）までの5議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第43号から議案第47号までの5議案について質疑を終わります。

◎議案第48号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第17、議案第48号 小野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第48号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 次に、議案第48号、条例の一部改正1案件につきましてご説明申し上げます。

議案第48号 小野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、昨年8月10日に人事院が行った公務員人事管理に関する報告において、国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置が示され、地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正されたことから、当町においても、会計年度任用職員を含む全職員が育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を定めるため、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容といたしまして、1つ目は、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件を緩和するもので、現行では、子が1歳6か月に達するまでに任期が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでないこととなっているところを、子の出生日から起算して8週間と6か月经過するまでにその任期が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでないことに改正するものであります。

2つ目は、子が1歳以降の非常勤職員の育児休業の取得の柔軟化を図るもので、現行では子が1歳に達する日までとなっているところを、子が1歳以上1歳6か月未満の期間の途中での夫婦交代での取得を可能とする改正を行うもので、令和4年10月1日から施行するものであります。

以上、議案第48号、条例の一部改正案件1件につきましてご説明申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、担当課長等に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

◎議案第48号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第48号 小野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第48号について質疑を終わります。

◎議案第49号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第18、議案第49号 田村広域行政組合の解散に伴う田村広域行政組合会館、田村地方衛生処理センター、田村広域行政組合地域イントラネット及び車両の財産処分についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

[議会議務局長朗読]

◎議案第49号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

[町長 村上昭正君登壇]

○町長（村上昭正君） 次に、議案第49号 田村広域行政組合の解散に伴う田村広域行政組合会館、田村地方衛生処理センター、田村広域行政組合地域イントラネット及び車両の財産処分についてご説明申し上げます。

本案は、田村広域行政組合が令和5年3月31日をもって解散となることから、組合会館、田村地方衛生処理センター、組合地域イントラネット及び車両の財産処分を行いたいものであります。

なお、財産処分については、地方自治法第290条の規定により、構成市町議会の議決事項となっていることから、ご提案申し上げるものであります。

以上、議案第49号 田村広域行政組合の解散に伴う田村広域行政組合会館、田村地方衛生処理センター、田村広域行政組合地域イントラネット及び車両の財産処分についてご説明申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明いたささせていただきますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

◎議案第49号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第49号 田村広域行政組合の解散に伴う田村広域行政組合会館、田村地方衛生処理センター、田村広域行政組合地域イントラネット及び車両の財産処分について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第49号について質疑を終わります。

◎議案第50号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第19、議案第50号 田村広域行政組合同規約の変更についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

[議会事務局長朗読]

◎議案第50号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

[町長 村上昭正君登壇]

○町長（村上昭正君） 次に、議案第50号 田村広域行政組合格約の変更についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第286条第1項の規定により、田村広域行政組合格約の一部変更について、構成団体の田村市及び三春町との協議をするため、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

規約変更の内容といたしましては、田村広域行政組合が令和5年3月31日をもって解散となることに伴い生じる事務及び解散前に組合において処理した事務を構成市町に承継するものであります。

以上、議案第50号 田村広域行政組合格約の変更についてご説明を申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。よろしく願いいたします。

◎議案第50号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第50号 田村広域行政組合格約の変更について質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第50号について質疑を終わります。

◎議案第51号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第20、議案第51号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

◎議案第51号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 議案第51号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、本年12月31日で任期満了となります現委員の小野町大字小野赤沼字鳥井平27番地1、佐藤喜春氏を再度、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

なお、任期につきましては、委嘱された日から3年の任期となるものであります。

以上、議案第51号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明いたしました。慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。よろしくお願いたします。

◎議案第51号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第51号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第51号について質疑を終わります。

◎議案第51号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、討論を省略し、議案の採決をしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

議案の採決を行います。

議案第51号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、適任とする意見に賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（田村弘文君） 起立全員であります。

したがって、議案第51号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任とする意見に決定いたしました。

◎議案第52号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第21、議案第52号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第52号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 次に、議案第52号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、本年12月31日で任期満了となります現委員の小野町大字飯豊字大竹56番地、大方峯子氏を再度、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

なお、任期につきましては、委嘱された日から3年の任期となるものであります。

以上、議案第52号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明いたしましたが、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げて、提案の説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議案第52号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第52号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第52号について質疑を終わります。

◎議案第52号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、討論を省略し、議案の採決をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

議案の採決を行います。

議案第52号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、適任とする意見に賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（田村弘文君） 起立全員であります。

したがって、議案第52号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任とする意見に決定いたしました。

◎議案第53号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第22、議案第53号 小野町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

郡司事務局長。

[議世事務局長朗読]

◎議案第53号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

[町長 村上昭正君登壇]

○町長（村上昭正君） 次に、議案第53号 小野町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、本年9月30日で任期満了となります現委員の大千里義市氏から退任の申出があったことから、小野町大字小野赤沼字関根前87番地、村上麻美氏を小野町教育委員会の委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

村上氏は社会福祉法人に勤務されており、人格、識見ともに優れており、教育委員として適任であることから、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期につきましては、令和4年10月1日から4年間となるものであります。

以上、議案第53号 小野町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてご説明をいたしました。慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

◎議案第53号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第53号 小野町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第53号について質疑を終わります。

◎議案第53号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、討論を省略し、議案の採決をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

議案の採決を行います。

議案第53号 小野町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意とすることに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（田村弘文君） 起立全員であります。

したがって、議案第53号 小野町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意とすることに決定いたしました。

◎議案の委員会付託

○議長（田村弘文君） 日程第23、議案の委員会付託を行います。

お手元に配付の付託事件表をご覧ください。

本案のとおり常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議ありませんので、付託事件表のとおり、常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎報告第4号の報告

○議長（田村弘文君） 日程第24、報告第4号 令和3年度地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告について、朗読を省略し、町長の報告を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 報告第4号 令和3年度地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和3年度の決算における健全化判断比率として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標と併せて、公営企業会計の小野町水道事業会計及び小野町浄化槽整備推進事業特別会計の資金不足比率を報告するものであります。実質公債費比率につきましては、前年度より1.1%低い4.5%であります。

なお、実質公債費比率以外の指標につきましては、一般会計及び各特別会計の実質収支は黒字であり、また公営企業会計の資金不足も生じていないなどから、それぞれの比率は算出されないものであります。

以上、報告第4号 令和3年度地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告につきましてご報告といたします。

◎散会の宣告

○議長（田村弘文君） 以上をもって本日の会議日程は全て終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会といたします。

散会 午前11時12分